**「用途」チェックシート**

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等ＷＥＢ、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ~~核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵~~ | | 該当しない |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 | | 該当しない |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 | | 該当しない |
| 別　表　行　為 | ①～⑦ 核燃料・核原料物質、核融合、原子炉関係は本学では実施していない | 該当しない |
| ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの  ａ　化学物質の開発又は製造  ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵  ~~ｃ　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵~~  ｄ　宇宙に関する研究 | はい・いいえ |
| 輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用 | | はい・いいえ |

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用　途　要　件　の　除　外 | ①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
| ②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |
| ⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。 | はい・いいえ |

(※)別表　　一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるもの　を含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

１　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二　産業用の発破器

三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品